

徳島県告示第337号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年6月19日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町浅川字荒瀬15の1・15の447・15の448（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、15の463、小谷字北河内98、99、151の1・151の27・151の28（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、151の29から151の33まで、151の36、151の66から151の68まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、151の69、151の70

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）